

豊中市上下水道モニター事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市上下水道モニター設置要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、豊中市上下水道モニター（以下「上下水道モニター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集方法)

第2条 要綱第5条の規定による募集の方法は、広報とよなか及び豊中市ホームページ等への掲載により公募するものとする。

- 2 応募しようとする者は、インターネットを通じて事務局あてに応募するものとする。
- 3 応募者数が著しく少ない場合は、追加募集することができる。

(抽選結果)

第3条 要綱第6条第2項の規定による抽選を行った場合、結果を応募者に対し電子メールにて通知する。

(期間)

第4条 上下水道モニターが第2条第2項の手続きにより次年度以降に応募した場合は、再任を妨げない。

(期間中の欠員)

第5条 要綱第8条の規定による依頼の取消しがあった場合、補充はしないものとする。

(その他)

第6条 要綱又はこの要領に定めのない事項については、その都度決裁を経て事務処理を行う。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年1月16日から実施する。